

青梅市事務手数料条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、事務手数料を徴収する事項から個人番号カードの再交付にかかる事務を削るほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市事務手数料条例等の一部を改正する条例

(青梅市事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 青梅市事務手数料条例（平成 1 2 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、1 0 の項から 3 9 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

(青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条および第 5 条第 1 項中「第 1 0 号」を「第 1 1 号」に改める。

(青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例

に関する条例の一部改正)

第3条 青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条第6項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。